

主治医及び保護者 様

登園許可証明書 (医師記載)

青葉保育園

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。学校保健安全法施行規則第 19 条に準拠し、園児の健康の回復、感染拡大防止の観点から、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

【保護者記載】

クラス	園児氏名

【医師記載】 該当疾患に○印記入をお願いします

感染症の種類	登園停止期間の基準
	*以下の基準に基づき、医師が判断します。
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主症状が消失した後 2 日を経過するまで
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 ()	

上記の疾患で療養中のところ、現在、症状が軽快し、他児への感染のおそれはなく、集団生活は可能であると判断したので____月____日から登園できることを証明します。

施設における注意事項 ()

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____